[資料2－2]

公表データの見方及び解説

■市町村における児童虐待防止対策の取組状況（平成26年度）

		項目	項目の解説	例：A市
＜基本的データ＞				
A	1	児童人口（0～17歳）	平成26年10月1日時点「年齢階級市町村別人口」（住民基本台帳及び外国人登録に基づく人口）による	35,000人
	2	妊娠届出数	妊娠の届出（母子健康手帳の交付）状況（H26年度）による	2,500人
	3	児童虐待相談件数（市町村受付分）	福祉行政報告例（H26年度）による、市町村が対応した児童虐待相談件数（新たに児童記録票を起こしたケース・対応が完了したのち、再び相談に応じたケース等）	200件
＜母子保健分野の状況＞				
B	1	母子健康手帳の交付（妊娠届出）時の保健師の面接実施率	面接実施率＝妊娠届出数（A2）÷保健師による面接を受けた者の数	100%
	2	乳児期（3～5ヶ月）健康診査受診率	各健康診査実施状況（平成26年度に基づく） ○健康診査受診率＝実人員÷対象人員×100 ○現認率＝現認実施者数÷未受診者数×100 「現認の実施」とは、保健師等の専門職が直接対象者に会って確認することをいう ＊現認率は平成27年3月31日時点の数値であり、各市町村で現認に向けた取組を継続中	92%
	3	同未受診児の現認率		75%
	4	1歳6ヶ月児健康診査受診率		88%
	5	同未受診児の現認率		55%
	6	3歳児健康診査受診率		82%
	7	同未受診児の現認率		20%
	8	母子保健領域のネットワーク（産科医療機関等と市町村の連絡体制）参画	「妊娠期からの連携」の体制づくりのためのネットワークに参画した市町村数	○
＜子育て支援事業の状況＞				
C	1	こんにちは赤ちゃん事業の実施	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、市町村から派遣されたスタッフ（保健師、助産師、民生・児童委員等）が訪問し、育児に関する様々な不安や悩みに応じ、子育て支援に関する情報提供等を行う事業を実施している市町村	○
	2	同事業の訪問率	訪問率＝訪問家庭戸数÷訪問対象戸数×100	85%
	3	養育支援訪問事業の実施	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、市町村から派遣されたスタッフ（保健師、助産師等）が訪問し、養育に関する具体的アドバイスや育児・家事援助を行い、養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業を実施している市町村及び、同事業の年間訪問件数	○
	4	同事業の年間訪問件数		50
	5	ショートステイ事業の実施	子育て短期支援事業によるショートステイ事業の実施体制が整っている市町村。	○
	6	一時預かり事業の実施	一時預かり事業を実施する市町村。	○
	7	児童虐待相談以外の児童家庭相談対応件数	福祉行政報告例（H26年度）による、市町村が対応した相談件数 （新たに児童記録票を起こしたケース・対応が完了したのち、再び相談に応じたケース等）	800件
	8	未所属児童の現認	就学前の児童が幼稚園や保育園等どこにも属していない場合（未所属児童）、その児童を市町村関係機関等の支援者が直接会って確認している市町村	×
	9	民生・児童委員と連携した児童虐待対策の取組	民生・児童委員の活用による子育て支援の実施事業を記載	乳児家庭全戸訪問事業
＜広報啓発の状況＞				
D	1	オレンジリボンキャンペーンの実施	毎年11月の「児童虐待防止推進月間」の前後に、市町村のイベント等においてオレンジリボンを活用した児童虐待防止の普及啓発を行う市町村	○
	2	啓発の方法等	住民に対して実施した児童虐待防止のための啓発の方法等について具体的に記載	広報紙掲載2回
＜児童虐待への対応状況＞				
E	1	要対協個別ケース検討会議開催回数	市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会（要対協）において、現に関係機関が対応している虐待事例について、情報共有や支援方針、役割分担などの協議等を行う会議の開催回数	50回
	2	家庭児童相談員の配置	福祉事務所等に設置されている家庭児童相談室や児童相談窓口等において、子育てについて様々な課題を抱える保護者、支援が必要な児童に対し、面接や訪問等を通じての相談業務を行う職員を配置している市町村	○
	3	児童虐待関連業務への実質対応職員数（A）	市町村児童虐待対策主管課の担当職員において、児童虐待関連業務の専任・兼任の割合の和を算出したもの （例：担当職員3名で、各職員の兼任の割合がそれぞれ0.5であった場合、実質対応職員数は1.5となる）	3.5
	4	実質1人当たり職員の虐待対応件数（児童虐待相談件数／実質対応職員数）	実質職員1人当たりの虐待対応件数＝市町村児童虐待相談件数（A3）÷実質対応職員数（E3）	57.1
	5	児童虐待対応のための体制拡充		
		①職員の増員	児童虐待対応職員の増員を行った市町村。	○
		②広報啓発の実施	児童虐待防止のための啓発活動を行った市町村。	○
		③研修会の開催	児童虐待対応職員及び関係機関職員向けの研修を独自に行った市町村。	○
		④備品購入、改修等の環境整備	児童虐待対応のための備品購入や改修等の環境整備を行った市町村。	－
		⑤乳幼児健診・未所属児童等にかかるシステム構築	乳幼児健診の実施状況や未所属児童等の状況を把握するためのシステム構築を行った市町村。	－
		⑥その他の体制拡充	その他、児童虐待対応のための体制拡充を行った市町村。	－